

製造・販売の許可が必要な商材

食品類

- 販売営業許可等
- 製造業許可等(自社で製造)
- 処理業許可等(自社で処理)
- 酒類販売業免許
- 酒類製造免許(自社で製造)

食品以外

- 古物商許可(中古品・新中古品含む)
- 医薬品販売業許可
- 医薬品製造業許可(自社で製造)
- 高度管理医療機器等販売業許可
- 高度管理医療機器等製造許可(自社で製造)

賞味期限について(食品)

原則として、賞味期限の期間が出荷から少なくとも1か月以上ある食品のみ掲載可能

※一か月未満の場合は、温度帯の変更などで対応していただくことを推奨します

お取り扱い不可 ※香港での販売ライセンスが必要なため

肉類

- 生肉(火を通さないと食べれない肉類商品全般)
- 鹿肉 ※生肉・加工肉問わず輸出の際に検疫が必要

アイスクリーム・ジェラート

30%ABVを超える酒類

- 100%の課税対象
- ウィスキーの場合は、貯蔵年数を証明する書類が必要

包丁など鋭利な刃物等

上記記載以外の制限について、「YAICHI出店者基本規約」の別表1も併せてご確認ください



お問い合わせ窓口:

YAICHI出店者サポートチーム(NEXT81日本オフィス)

メール:support@yaichi.co 電話:03-6272-8335(10時~18時、土日祝日を除く)